

登録肥料の生産を開始される方へ

広島県 農林水産局 農業技術課

1 登録肥料の有効期間

登録肥料には、有効期間があります。有効期間は、肥料の種類などにより異なり、3年又は6年になっています。登録の有効期間は登録証で確認してください。

登録した肥料を、有効期間を超えて生や輸入をするためには、有効期間を延長する必要があります。この場合、肥料の登録有効期間の更新の申請をしなければなりません。

2 生産の登録をした後の各種申請

登録した後、以下の事項に変更が生じた場合や、変更しようとする場合は、県知事（県登録の場合）へ申請等をしなければなりません。

また、変更事項が登録証に記載されている場合は、登録証の書き替え申請をしてください。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合。法人が登録申請したときは、代表者を変更した場合も届出が必要です。（変更後2週間以内に届け出る必要があります。）
- (2) 生産する事業場（工場）の名称や所在地が変更（広島県内に限る）した場合。
（変更後2週間以内に届け出る必要があります。）
- (3) 保管する施設の所在地が変更した場合。
（変更後2週間以内に届け出る必要があります。）
- (4) 肥料の生産や輸入を相続した場合。
（相続した日から2週間以内に届け出る必要があります。）
- (5) 登録をとった法人が、合併や分割した場合。
（速やかに届け出る必要があります。）
- (6) 登録証をなくしたり、汚した場合。
（合併や分割した日から2週間以内に届け出る必要があります。）
- (7) 肥料の名称を変更しようとする場合。
（名称を変更する前に届け出る必要があります。）
- (8) 次の理由で登録が失効した場合。
（次の理由が発生してから速やかに届け出る必要があります。）
 - ・登録した法人が解散した。
 - ・肥料の生産をやめた。
 - ・保証成分量などを変更した。
 - ・登録の有効期間が終了した。

3 表示の義務

普通肥料（登録肥料・指定混合肥料）は、肥料袋などに「保証票」を添付（印刷）しなければいけません。

「保証票」には、肥料の種類や名称、含有している肥料成分の量、生産した方の氏名や住所などを表示します。

「保証票」の様式は、生産の場合、汚泥を原料とする場合、袋の詰め替えをした場合、指定混合肥料の場合などでそれぞれ様式が異なっています。

その他、施用上の注意等が必要なものについては、農林水産大臣が表示すべき内容などを告示しています。

○ 生産業者保証票の記載例（有機質肥料の場合）

○	
生産業者保証票	
登録番号 広島県 第〇〇〇〇号 肥料の種類 混合有機質肥料 肥料の名称 有機入り野菜〇〇号 保証成分 (%) 窒素全量 7.〇 りん酸全量 3.〇 カリ全量 1.〇	登録証に記載のとおりに表示してください。
原料の種類 (原料) 魚かす粉末、大豆油かす及びその粉末 備考：窒素全量の量の割合の大きい順である。 ※ 正味重量 20キログラム 生産した年月 令和〇年〇月 生産業者の氏名又は名称及び住所 株式会社〇〇〇〇 広島県〇〇〇〇〇〇 生産した事業場の名称及び所在地 株式会社〇〇〇〇 本社工場 広島県〇〇〇〇〇〇	原料は窒素全量を保証した登録肥料の場合に記載してください。

※枠の縦横の長さは自由。フォント（文字）サイズは8ポイント以上。

4 帳簿の備え付けの義務

肥料を生産、販売する方は、事業場ごとに次の帳簿を備え付けていなければなりません。

また、これらの帳簿は2年間保存しなければなりません。

(1) 生産に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を生産したときは、次の事項を記載します。

- ・「生産した年月日」「生産した肥料の名称」「生産した肥料の数量」

(2) 肥料の購入・販売に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入したとき、販売したとき（農家への販売は含みません。）は、次の事項を記載します。

- ・「肥料の名称」「肥料の数量」「購入・販売した年月日」「購入・販売した相手方の氏名又は名称」

(3) その他の帳簿

次のア、イに該当する肥料を生産又は輸入した場合は、事業場ごとに次の必要な事項を記載します。

ア 原料、材料、異物（農薬、指定土壌改良資材）を保証票に表示する普通肥料

- ・原料、材料、異物の種類、名称、使用量、入手先

イ 公定規格で定められた原料規格の原料を使用するもの

- ・原料規格へ適合していることが確認できる事項

5 虚偽の宣伝

生産又は販売する肥料の主成分の含有量や効果などに関して、虚偽の宣伝をしてはいけません。また、誤解が生ずるおそれのある名称を用いてはいけません。

6 生産量調査

広島県では、毎年7月から8月にかけて、県登録・届出肥料を生産及び輸入される方に対して、前年の生産量等の調査を行っています。調査結果は、農林水産大臣へ報告することとなっておりますので、ご協力を願いいたします。

7 立入検査

この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じて、県の職員が肥料の生産業者・輸入業者・販売業者・運送業者・運送取扱業者・倉庫業者などに立入検査を行うこととなっております。

その際、肥料や肥料の原料を、検査のため無償で頂くこと（収去）ができると定められていますので、ご理解願います。

また、立入検査により収去した肥料等の検査結果は、農林水産省のウェブサイト上で公表されます。

<手続き等についての問い合わせ先>

届出等については、下記連絡先にお問い合わせください。

また、必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

※「広島県」「普通肥料」「登録」で検索し、普通肥料（登録肥料）生産の登録について-広島県 などから
お入りください。

広島県 農林水産局 農業技術課 農業生産管理グループ
電 話 (082) 513-3585 FAX (082) 223-3566
メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp
所在地 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号